

別表2

単位 { 小麦・はだか麦：円/60kg
二条大麦・六条大麦：円/50kg

特定対象農産物の種類		品質区分別数量単価							
		1等				2等			
		A	B	C	D	A	B	C	D
小麦	春期には種する小麦	2,110	1,610	1,460	1,402	950	450	300	242
	秋期には種する小麦	2,110	1,610	1,460	1,402	950	450	300	242
二条大麦		1,671	1,254	1,129	1,079	705	288	163	113
六条大麦		1,642	1,225	1,100	1,048	676	259	134	82
はだか麦		2,305	1,805	1,655	1,572	1,145	645	495	412

注1：品質区分はたんぱく質の含有率その他の事項により定める。

注2：この表において1等及び2等とは、それぞれ農産物規格規程において麦に係る品位の等級として定められているものをいう。

注3：この表においてA、B、C及びDとは、以下の評価項目に応じ、それぞれ以下の要件を満たしたものとす。

(評価項目)

- ① 小麦：たんぱく質、灰分、容積重及びフォーリングナンバーの4つ(ただし、醸造用についてはたんぱく質3項目及び容積重の4つ)
- ② 二条大麦：容積重、細麦率、白度及び正常粒率の4つ(ただし、麦茶の製造用についてはたんぱく質3項目及び細麦率の4つ)
- ③ 六条大麦及びはだか麦：容積重、細麦率、白度及び硝子率の4つ(ただし、麦茶の製造用についてはたんぱく質3項目及び細麦率の4つ)

A：3つ以上の評価項目について基準値を満たし、かつすべての評価項目について許容値を満たすもの

B：2つの評価項目について基準値を満たし、かつすべての評価項目について許容値を満たすもの

C：1つの評価項目について基準値を満たし、かつすべての評価項目について許容値を満たすもの又は2つ以上の評価項目について基準値を満たし、かついずれかの評価項目について許容値を満たしていないもの

D：A、B及びCのいずれにも該当しないもの

単位：円/60kg

特定対象農産物の種類		品質区分別数量単価						
		普通銘柄大豆1等	普通銘柄大豆2等	普通銘柄大豆3等	特定加工用銘柄大豆	普通非銘柄大豆1等	普通非銘柄大豆2等	普通非銘柄大豆3等
大豆		3,168	2,736	2,304	1,872	1,872	1,872	1,872

注1：品質区分は整粒の割合その他の事項により定める。

注2：この表において、「普通銘柄大豆」とは、農産物規格規程で定める普通大豆であって生産地の属する都道府県において農産物規格規程で定める大豆に係る銘柄に該当するもの(農産物規格規程で定める大豆に係る産地品種銘柄に相当すると認められる品種の大豆を含む。)をいう。

また、「特定加工用銘柄大豆」とは、農産物規格規程で定める特定加工用大豆であって生産地の属する都道府県において農産物規格規程で定める大豆に係る銘柄に該当するもの(農産物規格規程で定める大豆に係る産地品種銘柄に相当すると認められる品種の大豆を含む。)をいう。

注3：この表において、「普通非銘柄大豆」とは、農産物規格規程で定める普通大豆であって生産地の属する都道府県において農産物規格規程で定める大豆に係る銘柄に該当しないもの(生産地の属する都道府県において農産物規格規程で定める大豆に係る産地品種銘柄に該当しない品種の大豆を除く。)をいう。

単位：円/t

特定対象農産物の種類	品質区分別数量単価		
	← 基準値より低い (0.1度ごと)	基準値 (17.1度)	基準値より高い (0.1度ごと) →
てん菜	▲67	2,150	+67

注：品質区分は糖度により定め、糖度17.1度を基準値とし、基準値から0.1度上回るごとに当該基準値の単価に67円を加算し、又は基準値から0.1度下回るごとに当該基準値の単価から67円を控除して得た額を当該品質の金額とする。

単位：円/t

特定対象農産物の種類	品質区分別数量単価		
	← 基準値より低い (0.1%ごと)	基準値 (17.4%)	基準値より高い (0.1%ごと) →
でん粉の製造の用に供するばれいしょ	▲70	3,650	+70

注：品質区分はでん粉の含有率により定め、でん粉の含有率17.4%を基準値とし、基準値から0.1%上回るごとに当該基準値の単価に70円を加算し、又は基準値から0.1%下回るごとに当該基準値の単価から70円を控除して得た額を当該品質の金額とする。